

○新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例

令和3年9月8日条例第31号

改正

令和4年3月15日条例第4号

令和5年3月31日条例第16号

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例をここに公布する。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症が、特に、本県の基幹産業として極めて重要な地位を占め、県民生活の向上と県民経済の発展に大きく貢献している観光産業に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）及び沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例（令和2年沖縄県条例第41号。以下「対策条例」という。）と相まって、新型コロナウイルス感染症に対する対策としての観光産業の再興に関する措置の強化を図ることにより、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護し、並びに新型コロナウイルス感染症が観光産業に及ぼす影響、ひいては県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにし、もって観光産業の再興と安全安心の島沖縄（県民が安全に安心して生活し、及び経済活動を行うことができる社会をいう。）を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）新型コロナウイルス感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- （2）観光関連事業者 観光に関する事業及び観光と密接に関連する事業を営む者をいう。
- （3）旅客施設設置者等 旅客施設（公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設をいう。以下同じ。）を設置し、又は管理する者をいう。
- （4）観光関連事業者等支援施策 県民の生命及び健康を保護し、並びに新型コロナウイルス感染症が観光産業に及ぼす影響、ひいては県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型コロナウイルス感染症が観光産業に及ぼす影響等に関する実態の把握、観光関連事業者及び旅客施設設置者等が実施する新型コロナウイルス感染症に対する対策に必要な支援その他の観光産業の再興に関し、県が実施する施策をいう。

（県の責務）

第3条 県は、観光関連事業者等支援施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、観光関連事業者等支援施策を総合的に策定するに当たっては、法の規定により作成された沖縄県行動計画及び対策条例の規定により作成された対処方針並びにこれらに基づく新型コロナウイルス感染症に対する対策との整合性の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、観光関連事業者等支援施策を実施するに当たっては、情報通信技術の活用等を通じて、その的確かつ迅速な実施が図られるように配慮しなければならない。
- 4 県は、観光関連事業者等支援施策を実施するに当たっては、国、他の都道府県、市町村、大学等（大学若しくは高等専門学校又はこれらに附属する研究機関等をいう。）、観光関連事業者及び旅客施設設置者等と連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

（県民、来訪者及び観光関連事業者等の責務）

第4条 県民、来訪者、観光関連事業者及び旅客施設設置者等は、新型コロナウイルス感染症の予防に努めるとともに、法及び対策条例に基づく新型コロナウイルス感染症に対する対策及び観光関連事業者等支援施策の実施に協力するよう努めなければならない。

- 2 観光関連事業者は、新型コロナウイルス感染症のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 旅客施設設置者等は、新型コロナウイルス感染症のまん延により生ずる影響を考慮し、その設置し、又は管理する旅客施設に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

（財政上の措置）

第5条 県は、観光関連事業者等支援施策を積極的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国への要請）

第6条 県は、新型コロナウイルス感染症に対する対策としての観光関連事業者等支援施策の的確かつ迅速な実施を図るため、国と県との役割分担を踏まえ、国に対して適切な支援を講ずることを要請するよう努めるものとする。

（その他の産業のための支援）

第7条 県は、前各条に定めるもののほか、県民の生命及び健康を保護し、並びに新型コロナウイルス感染症が県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている本県のその他の産業に対する支援の強化その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(この条例の失効)
 - 2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。
附 則(令和4年3月15日条例第4号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(令和5年3月31日条例第16号)
この条例は、公布の日から施行する。
-